

●用語集

あ行

■移動円滑化の促進に関する基本方針

交通バリアフリー法3条に基づき、主務大臣が定める移動円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。(平成12年11月15日 国家公安委員会、運輸省、建設省、自治省告示第1号)

■移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準

交通バリアフリー法で示された旅客施設及び車両等の建設・導入、大規模改良時に適用される構造基準。

■STS（スペシャル・トランスポート・サービス）

STSとは、Special Transport Service の略。地域で生活する高齢者・障害者等の移動手段として、利用者の住居近くから目的地までの送迎サービスを提供するもの。主に身体的状態の制約により、バスや鉄道などを利用することのできない人や利用困難な人を対象としている。武蔵野市では平成12年からレンタキャブ事業を実施している。

■エスコートゾーン

視覚障害者用横断帯といわれ、横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内を安全にまっすぐ進めるようにするもの。

■NPO

非営利組織（Non-Profit Organization）の略。営利を目的としない公益事業や市民活動を行う組織。

■L型エプロン

道路の端に位置する雨水排水のためのL型側溝の上面部。コンクリート製のものが多い。

■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部または一部の摘出手術を受け、腹部に排泄のための孔（ストーマ）を設け、排泄、

排尿に対応するための袋（パウチ）を装着している。

か行

■階段の段鼻

階段の踏面（階段を上下する際に踏む面）の端部。

■吉祥寺環境浄化作戦

路上にはみ出して看板や商品台を置かないよう指導啓発を行うため、平成6年から毎月1回、吉祥寺活性化協議会と市、武蔵野警察署が協力して吉祥寺駅周辺の商店街をパトロールするもの。

■狭窄（ボラード）

車道幅員をポール等で部分的に狭めることによって運転者に心理的圧迫感を与え、自動車の速度を抑制しようとする手法。

■キララ舗装

夜間高視認性舗装。舗材にガラスピースを混入して反射することにより注意を促すもの。

■公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン

「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」が義務基準であるのに対し、公共交通機関の旅客施設の整備の望ましい内容を示すもの。

■交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成12年11月15日制定)。公共交通機関のバリアフリー化と、市町村が定める移動円滑化の基本構想を大きな枠組みとする。

■高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則

交通バリアフリー法で示された高齢者、身体障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機等を設置する交通安全事業に適用される構造基準を定める公安委員会の規則。

■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。武蔵野市のムーバスが全国ではじめて。

さ行

■視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、棒状、点状の突起をもったブロックのこと。

■自転車・ミニバイク放置禁止区域

武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例に基づき、各駅周辺半径約300mを自転車等放置禁止区域に指定し、隨時放置自転車等の撤去を行っている。

■シニアカー

高齢者の歩行の補助を目的とする電動スクーターや腰掛けることができる手押し車。道路交通法では歩行者扱いとなり、免許を必要としない。

■JIS規格

日本工業規格。工業製品や品質の試験・測定方法などに一定以上の基準を作成したものの。全国で規格統一が図られていなかった視覚障害者誘導用ブロックが、平成13年9月に制定された。

■重点整備地区

交通バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。特定旅客施設を中心とし、重点的かつ一体的整備が必要な地区として市町村が定めるもの。

■重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

交通バリアフリー法に基づく基本構想に定められる特定経路に関する道路構造の基準。歩道設置、有効幅員2.0mの確保などの基準が示されている。

■準特定経路

特定経路としての基準に適合した整備が難しいものや、基準にはそもそも適合しないが重点整備地区内の道路として重要な役割を持っているものについて、準特定経路として平成22年までに何らかのバリアフリー化の事業を実施するものを本市独自の基準により選定したもの。

■スマース横断歩道

マウンドアップ形式の歩道の場合、交差点部で進行方向の勾配がついてしまうため、それを解消するために車道をあげて歩道を連続させた形式の歩道。

■ゼブラ表示

交差点の手前から直角三角形の横断歩道状に間隔を置いて白線を引き、運転者に前方が狭くなっているという心理的効果を与えることが期待できる。

■セミフラット歩道

歩道の高さが車道よりやや高い（5cm程度）歩道形式をセミフラット形式という。

た行

■多機能トイレ

車いす使用者だけでなく、足の不自由な人、乳幼児連れ、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けた多機能なトイレ。

■地域社協

市内を13の地区(原則として小学校区)に分け、市民が主体となって地域の福祉問題を話し合ったり、対応を協議したりする団体。正式名称は「地域福祉活動推進協議会」といい、市民社協がその活動を支援している。お互いのプライバシーを尊重しながら、日ごろから温かくやさしい人間関係を築き、日常生活に不安や不便を感じたときや災害時などにお互いが助け合い、支えあうことを目的とする。

■ TWCC

Total Welfare Configurated Cityの略。高齢者にやさしいまちは、障害者にも他のすべての人にもやさしいという福祉的視点で将来を見通し、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤を整備すること。

■ 東京都福祉のまちづくり条例

高齢者、障害者等にとってやさしいまちがすべての人にとってやさしいまちであるという認識に立ち、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設の整備とサービスの向上を図るために制定された条例。平成7年3月16日 条例第33号。

■ 透水性舗装

雨水等を地下に円滑に浸透させることができる舗装構造。透水性舗装により、排水勾配に必要な横方向の勾配を緩和できる。

■ 道路構造令

安全かつ円滑な交通が確保できるように、道路の構造の一般的な技術的基準を示したもの。

■ 道路の移動円滑化整備ガイドライン

「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」に基づき道路特定事業の整備を行う際の考え方を示すガイドライン。上記基準の解説書。

■ 特定経路

特定旅客施設との間の移動が通常徒歩で行われ、かつ、高齢者、身体障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設との間の経路。「重点整備地区における移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準」への適合義務がある。

■ 特定事業計画

交通バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業（バリアフリー化に関する事業）に関し、関係する事業者が作成する計画。公共交通事業者が作成する公共交通特定事業計画、道路管理者が作成する道路特定事業計画、公安委員会が作成する交通安全特定事業がある。

■ 特定旅客施設

1日あたりの平均的な利用者数が5,000人以上であること、又は相当数の高齢者、身体障害者等の利用が見込まれることなどの要件に該当する旅客施設。

■ な行

■ 波打ち歩道

マウンドアップ形式の歩道に車両が乗り入れるための切下げ部分が連続して発生し、歩道自体が波打った危険な歩道。

■ ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別な人と見るのでなく、障害者や高齢者などが社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきで、共に生きる社会こそがノーマル(あたりまえ)だという考え方。

■ ノンステップバス

低床型のバスの一種で、車両内で階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。後方座席へは行く途中に数段の階段がある。

■ は行

■ パークアンドライド

渋滞緩和のための一つの策で、渋滞する街中を避けて駐車場を作りそこに停めて（パーク）、そこからバスや電車等の公共交通手段を使い（ライド）街中へ移動するというもの。

■ バスロケーションシステム

バスの現在地を把握し、バス停への到着時間を利用者に知らせるもの。バス停留所や携帯電話、パソコンなどで提供される。

■ ハード・ソフト

ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。ソフトとは人、システム、制度など主に運

用に関するもの。

■ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成6年)。一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法(平成15年4月1日施行)では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。

■バリアフリー化

高齢者や障害者などが社会で活動するなかに存在する障害(バリア)を取り除くこと。

■バリアフリー情報Fromむさしの

市内3駅及び駅周辺のバリアフリー情報、鉄道、バス、移送サービスの情報をはじめ、エリア内の車いすトイレや車いす用駐車場のスポット検索が可能なホームページ。ボランティアセンター武蔵野が運営。URLは、<http://www.parkcity.ne.jp/~mshakyou/>

■福祉のまちづくりモデル整備事業

高齢者や障害者をはじめ、全ての地域住民が安全で快適な生活を送れるよう、市が一定の地域を「モデル地区」として指定し、整備する事業。「東京都における福祉のまちづくり整備指針」に基づき5ヵ年で整備する。東京都の補助事業として平成3年度に武蔵境駅周辺が指定された。

■フラット形式

車道と同じ高さの歩道型式をフラット形式という。

■ホームページ

コンピューター等を利用した情報発信・提供手段の一種。

■ボランティアセンター武蔵野

昭和53年に市民自治の精神に立脚した、全国でも特異な民間による自主的な互助活動を行う組織として誕生し、平成7年から市民社会福祉協議会と組織統合した。新しいボランティアの開発や既成のボ

ランティア団体との連絡・調整・援助などの活動を行っている。

ま行

■マウントアップ

車道より高い(10~25cm)歩道型式をマウントアップ形式という。

■ミカレットみたか

三鷹駅北口にある公衆トイレの名称。男女別のトイレの他に車いす使用者が利用できるトイレを設置。

■武蔵野市地域福祉計画

すべての市民が、安心して、いきいきと暮らせる地域づくりを目指す計画。高齢者福祉、障害者福祉、母子福祉など、制度や仕組みを見直し、新たな課題を整理し、市民とともに検討する方向を示すもので、平成14年3月に改定されたもの。

■武蔵野市都市マスタープラン

都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成12年に市民参加により策定したもので、市と市民が共有する武蔵野市の今後のまちづくりのヴィジョンを示したもの。

■武蔵野市福祉環境整備指導要綱

中高層建築物のうち公共性の高い施設の建築に際し、高齢者や障害者をはじめ全ての市民が安全快適に施設を利用できるようにするために、事業主に対し必要な指導を行うための基準および手続を定めたもの。

■ムーバス

武蔵野市内に存在するバス交通の空白・不便地域を解消することと、高齢の方などが気軽に安全に街に出ることを目的として運行されている「コミュニティバス」の愛称名。運賃は100円の均一料金。

や行

■ユニバーサルデザイン

高齢者、障害者等の利用に限定せず、すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのこと。

ら行

■リハビリテーション

障害を受けた人を、その人の成しうる最大の身体的・精神的・社会的・職業的・経済的な能力を有するまでに回復させること。

■レモンキャブ

バスやタクシーなどの既存の公共交通機関の利用が困難な高齢者や障害者の方々の外出を支援するためのドア・ツー・ドアの移送サービス。福祉公社に登録された路線商店街の方々を中心とした運行協力員が専用の軽自動車(レモンキャブ)を運行する。

■連続立体交差事業

市街地で鉄道と道路が数多く平面交差している場所で、鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化し、一挙に踏切をなくしていく都市計画事業。

■路側帯

歩道のない道路で、歩行者の通行のためや車道の効用を保つための白の線によって区分された道路の端の帯状の部分。

わ行

■ワンステップバス

低床型のバスの一種で、車両内で一段のぼる形式のバス。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

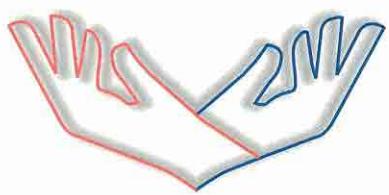
武藏野市交通バリアフリー基本構想

平成15年3月

発 行 武藏野市

〒180-8777
東京都武藏野市緑町 2-2-28
TEL 0422-51-5131(代表)

編 集 武藏野市都市整備部まちづくり推進課



R100
古紙配合率100%再生紙を
使用しています。
表紙100%再生紙を使用
しています。